

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案		現行	
別表第十一（第二百二十条の十五関係）		別表第十一（第二百二十条の十五関係）	
卒業生の卒業日の属する月の区分	金額	卒業生の卒業日の属する月の区分	金額
平成二十年三月	四千九百二十二万円	平成二十年三月	四千九百四十八万円
平成二十一年三月	四千八百九十九万円	平成二十一年三月	四千八百九十九万円
平成二十二年三月	四千八百七十六万円	平成二十二年三月	四千八百七十六万円
平成二十三年三月	四千八百一十一万円	平成二十三年三月	四千八百一十一万円
平成二十四年三月	四千七百二十八万円	平成二十四年三月	四千七百二十八万円
平成二十五年三月	四千六百三万円	平成二十五年三月	四千六百三万円
平成二十六年三月	四千四百七十万円	平成二十六年三月	四千四百七十万円
平成二十七年三月	四千三百八十七万円	平成二十七年三月	四千三百八十七万円
平成二十八年三月	四千三百六万円	平成二十七年三月	四千三百八十七万円